

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

- ・現在、皆さまがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(水)までです。8月1日(木)から使用していただく保険証を7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
 - ・保険証の色は、オレンジ色から若草色に変わります。
 - ・保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(木)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
 - ・期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。
- ※今回の更新で現行の保険証の一斉更新は終了します。詳しくは広報とびしま8月号で掲載します。

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が見直されます

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度、保険料率の見直しが行われます。

令和4・5年度		→	令和6・7年度	
所得割率	9.57%		所得割率	11.13%*1
均等割額	49,398円		均等割額	53,438円
保険料賦課限度額	66万円		保険料賦課限度額	80万円*2

※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方に係る令和6年度の所得割率は10.40%となります。

※2 令和6年度に75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入する方以外の、令和6年度の保険料賦課限度額は73万円となります。

7月中旬に「令和6年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」を送付します。

【保険料の支払方法】

- ・原則、年金からの引き落としとなります(特別徴収)。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- ・年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めていただきます(普通徴収)。

●問合せ先

<制度に関するご質問> あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570-011-558(令和7年3月31日(月)までの午前8:45~午後5:15)

※土曜・日曜・祝日および年末年始(12月29日(日)~1月3日(金))を除く

※7月13日(土)~8月31日(土)のみ土曜・日曜および祝日も開設

<その他に関するご質問> 民生部住民課



福祉医療のご案内

福祉医療受給者証を更新します

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和6年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

問合せ先

民生部住民課



福祉医療受給者証について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。受給者証は申請がないと発行ができません。

子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方の保護者
※保護者の医療費は助成されません。

母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障がいがある父または母等がいる家庭(ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭)が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- ひとり親家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ひとり親家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方
- 父または母に重度の障がいがある家庭で18歳以下(18歳に達

した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
父または母に重度の障がいがある家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

障害者医療・精神障害者医療

心身に障がいがある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- 自閉症候群と診断されている方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- 障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方
- ねたきり、認知症の方で要介護

度4または5と認定されていて、生活介護を3カ月以上継続して受けている方(所得制限あり)。
・独り暮らしで住民税非課税の方(税法上の被扶養者、施設入所者は除く。)

〈後期高齢者医療制度〉

65歳から74歳の方で次の手帳をお持ちの方は後期高齢者医療制度に加入できます。

- 身体障害者手帳1～3級
- 身体障害者手帳4級で音声・言語、下肢1・3・4号
- 療育(愛護)手帳A判定(1・2度)
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級

後期高齢者医療制度に加入できる方で障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方は、後期高齢者医療制度に加入しないと医療保険における自己負担額は助成されません。

問合せ先

民生部住民課

手当のご案内

ひとり親家庭等に対する手当

児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

●手当月額

第1子	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490~10,740円
第2子加算	全部支給	+10,750円
	一部支給	+10,740~5,380円
第3子以降加算	全部支給	+6,450円
	一部支給	+6,440~3,230円

愛知県遺児手当

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

支給開始 1~3年目	4,350円
4~5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

飛鳥村遺児手当

●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

障がいのある方等に対する手当

特別児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方

② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	55,350円
②に該当する児童	36,860円

在宅重度障害者手当(県制度)

●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

●手当月額(一人につき)

①に該当する方	15,500円
②に該当する方	6,750円

手当に係る注意点

●所得制限

飛鳥村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

●生活の状況

長期入院(3カ月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

●問合せ先

民生部住民課



国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在皆さまが持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(水)までです。8月1日(木)から使用していたく高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

※今回の更新で現行の保険証の一齐更新は終了します。詳しくは8月号で掲載します。

高齢受給者証の色は、薄だいたい色から白色に変わります。

8月1日(木)以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●**問合せ先**
民生部住民課

自主避難所について

自主避難所とは、台風が接近する恐れがある場合または長時間降り続く雨の影響等で、洪水などの発生が懸念される場合に、住民の皆さまの問合せ状況を考慮したうえで、避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、一時的に避難所を開設するものです。

状況により自主避難所を変更する場合があります。また、避難者がいなかった場合は午後9時に閉鎖することがあります。

避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、村が開設を定めるため、昼間の周囲が明るいうちに避難するようお願いいたします。自主避難所の開設状況は、村公式ホームページ等で確認するか、総務部総務課までお問合せください。

●自主避難所

自主避難所	所在地
中央公民館	竹之郷三丁目1番地
大宝一時避難所	大宝一丁目79番地の3
新政成一時避難所	大字新政成四丁目番地の1

●問合せ先

総務部総務課

高齢者世帯等への家具転倒防止器具取付事業のお知らせ

地震における家具転倒等による身体への被害を最小限にするために、高齢者・障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを支援します。

●対象世帯

- ・高齢者世帯(65歳以上のみ)
- ・障がい者がいる世帯(ただし、18歳以上65歳未満の方との同居世帯は除く)

●対象家具(10力以内)

テレビ 台書棚・食器棚等
テレビ等電化製品

●取付条件

- ① 釘・ネジ・L型器具などを使用し固定できることとします。
- ② テレビ等電化製品は、粘着パット式となります。
- ③ 取付後は、家具等の移動や取り外しをしないようにしてください。
- ④ 取付支援は、1世帯に1回とします。
- ⑤ 取付に係る片付け等の準備はご自身で行ってください。

●費用

無料(ただし、取付けに必要な補強材とそれに係る工賃は除く)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

就学援助について

本村では、お子さんを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

●対象

- ・村民税が非課税または減免された家庭
- ・児童扶養手当が支給された家庭
- ・その他経済的に困りの家庭

●問合せ先

中央公民館内教育課



令和6年度採用 飛鳥村 育児休業等代替期付職員 (保育士職)募集(随時)

飛鳥村育児休業等代替期付職員
(保育士職)を次のとおり募集します。

●採用予定人数 若干名

●登録予定人数 若干名

(この試験の合格者は飛鳥村任期付職員採用候補者登録名簿にも登録され、必要に応じて採用されます。)

●任用期間

10月1日(火)(予定)

※おおむね6か月以上3年未満の期間
※職員の育児休業請求期間に応じた採用者ごとに決定します。

●受験資格

①年齢 昭和63年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学または短期大学を卒業した方で保育士の資格を有する方

③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

●給与等(4月1日現在)

初任給(地域手当含む)
大学卒220,000円以上

短大卒203,000円以上

・経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

・他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日・試験方法

・第1次試験(作文)

8月25日(日)(予定)

・第2次試験(面接)

9月上旬(予定)

●申込書配布および申込期限

8月16日(金)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も8月16日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く。

※募集条件等は変更する可能性があります。
あります。

●申込み・問合せ先

総務部総務課

飛鳥村社会福祉協議会 正規職員募集

令和6年11月1日(金)採用の正規職員を募集します。

●採用予定人数 1名

●受験資格

次の①から③のすべてに該当する方

る方

①社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する方

②普通運転免許取得者で車通勤可能な方

③エクセル、ワード等パソコンの基本操作ができる方

●勤務場所

飛鳥村社会福祉協議会(飛鳥村ふれあいの郷内)

●申込方法

職員採用試験申込書と必要書類を持参または郵送してください。

●申込期限

8月9日(金)

※土曜・日曜および祝日を除く

※持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、8月9日(金)必着

着

●試験日・試験方法

・第1次試験(適性検査・作文)

8月25日(日)午前10時～

・第2次試験(面接試験)

※詳しい日時および面接会場につきましては、あらためて申込者に連絡します。

●申込み・問合せ先

飛鳥村社会福祉協議会

八穂環境学習教室

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターで毎月、八穂環境学習教室を開催しています。

9月は「レッツリユースエコ布ぞうり作り」と題し、シャツや服の布を使って、履き心地が良い布ぞうりを編みます。

事前予約制で定員超えの場合は抽選になります。

●日時

9月7日(土)

午前9時30分～11時30分

●場所

八穂クリーンセンター

●対象

小学生(対象外の方も参加できます。)

●参加費 無料

●申込方法・申込期間

八穂環境学習教室ホームページからお申し込みください。

ださい。

●問合せ先

海部地区環境事務組合

環境対策室

☎68-6500

FAX68-6700



八穂環境学習教室ホームページ



低所得世帯支援給付金(新たな均等割 非課税世帯等・こども加算)について

国の重点支援地方交付金を活用し、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金を実施します。

1. 支給対象 令和6年度の住民税において、以下の①または②に該当する世帯

①世帯全員が、住民税均等割が非課税である世帯

②世帯全員が、住民税均等割のみが課税されている世帯(住民税所得割が課されている者がいない世帯)

※令和5年度住民税非課税世帯を対象とした給付金(7万円)および均等割のみ課税世帯を対象とした給付金(10万円)の給付対象となった世帯は、本給付金の対象とはなりません。

2. 支給額 1世帯あたり10万円

※支給対象のうち、平成18年4月2日以降に出生した児童がいる世帯については、こども加算として児童1人あたり5万円を合わせて支給します。

本給付金の支給対象者には、手続きに必要な書類を送付しますので、お手続きをお願いします。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

定額減税しきれないと見込まれる方への 給付金(調整給付金)について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための措置として令和6年度に実施する定額減税(合計所得金額が1,805万円以下の納税者およびその配偶者を含む扶養親族一人につき所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円の減税)について、定額減税しきれないと見込まれる方に「調整給付金」を支給します。

1. 対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

2. 支給額

所得税および個人住民税所得割それぞれの定額減税しきれない額を合計し、1万円単位に切り上げた額

調整給付金の支給対象者には手続きに必要な書類を7月中に送付しますので、お手続きをお願いします。

●問合せ先 総務部税務課

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています

本村には「近所の庭や田畑ごみを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられています。

ごみをそのまま積み上げて燃やす、穴を掘って燃やす、ブロック積みなどの燃やすいはドラム缶、一斗缶などで燃やすことは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、本村のごみ収集日に出してください。※収集日は、すこやかカレンダーをご覧ください。

■野焼きの例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うため
(例) 河川敷、道路の草焼き
- ② 天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため
- ③ 風俗慣習または宗教上の行事を行うため
(例) 火祭り、どんと焼き
- ④ 農林業または漁業を営むためにやむを得ないもの
- ⑤ たき火その他の日常生活を営む

うえで通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの

(例) 落ち葉たき、バーベキューなど。近隣住民のご迷惑とならないようご配慮ください。

※①～⑤に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がある場合は、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与える焼却」として指導の対象になりますので、周辺への配慮をお願いします。

●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください。

- ① 水バケツなどの消火器具を準備する。
- ② できるかぎり複数人で行う。
- ③ 焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。
- ④ 焼却中はその場を離れず、火の監視をする。
- ⑤ 建物や燃えやすい物の近くでは行わない。
- ⑥ 焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

「令和7年年輪のつどい」実行委員の募集について

50歳、60歳、70歳の人生の節目を迎えた村民の皆さまが一堂に会し、同年代の親睦と情報交換の場となることを目的とした記念行事「年輪のつどい」を今年度も開催を予定しております。

そこで「令和7年年輪のつどい」開催にあたり、実行委員を募集します。

■式典および懇親会の企画・運営等

●日 時
令和7年2月23日(日)予定

●場 所

中央公民館 ホール

●対 象

- 70歳の部
在住の方で、昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの出生者
- 60歳の部
在住の方で、昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までの出生者
- 50歳の部
在住の方で、昭和49年4月2日から昭和50年4月1日までの出生者

生者(対象者の方には後日ご案内します。)

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
☎052-1522-2567